別紙１－１

〇申請書チェック項目

地区名		確認者		確認日付	

項目	チェック項目	チェック
Ⅰ	文書番号は、１件ごとに付与されていること。 団体営等で文書番号がないものがあるが、文書番号を入れるよう指示すること（指定書に記載することとなるため） ※事前審査時点では空白でよい。	□
Ⅱ	事業実施主体の所在地、名称、代表者名が記載されていること。	□
Ⅲ	実施年度が、記の３の期間（年度）と整合していること。	□
	実施主体がⅡの事業主体名称と整合していること。	□
Ⅳ	測量及び調査を行った者の氏名又は名称が、Ⅱ、Ⅲと同一であること。	□
Ⅴ	「〇〇県営」「●●市営」等を除き、事業名のみが記載されていること。	□
	地区名、「確定測量図及び換地計画書」が記載されていること。	□
Ⅵ	「、」や「及び」、「一部」や「各一部」の使い方が適切になされていること。 例：〇県〇郡〇町大字〇〇の一部 〇県〇郡〇町大字〇〇、××及び▲▲の各一部 （地域名が多い場合には、大字単位等にまとめて記入すること）	□
Ⅶ	実際に添付されている書類と整合（種類・名称）がとれていること。 ※測量法第 41 条の規定に基づく国土地理院長の審査を受けておらず、（７）審査書の写しが添付できない場合は理由書を添付するものとする。	□

留意事項

申請書の記の１、２及び３の下線部に記載された事項が官報に記載されることから、その内容を十分確認すること。

原則として、日付は和暦（昭和、平成、令和等）とする。

【所見】

事前審査の中で申し送りする事項があれば、記載すること。

別紙１－２
〇総括表チェック項目

地区名		確認者		確認日付	

<table>
<tr><th>項目</th><th>チェック項目</th><th>チェック</th></tr>
<tr><td>Ⅰ</td><td>各項目の記載内容が、申請書の記の３と整合が取れていること。</td><td>□</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td><td>各項目の記載内容が、申請書の事業主体名称、代表者名と整合が取れていること。</td><td>□</td></tr>
<tr><td>Ⅲ</td><td>記載内容が、申請書の記の２の事業名、地区名と整合が取れていること。</td><td>□</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅳ</td><td>「基準点測量の既知点数及び点名」には、各級の基準点測量で使用した既知点が記載されていること。
※基本三角点以外の点を既知点として使用する場合は、国土調査法第 19 条第 5 項の指定、測量法第 41 条第 2 項の規定による助言番号（審査等の日付け、番号等）を記載するとともに、当該既知点の資料（点の記など）を添付すること。</td><td>□</td></tr>
<tr><td>基準点名が、申請書の５の添付書類の（５）の確測基準点の網図に記載の点名と一致していること。</td><td>□</td></tr>
<tr><td>Ⅴ</td><td>新点数の個数が、申請書の５の添付書類の（５）の確測基準点の網図に記載の点の個数と一致していること。</td><td>□</td></tr>
<tr><td>Ⅵ</td><td>測量の方法が、申請書の５の添付書類の（３）の確測基準点の精度管理表に記載されたものと一致していること。
※測量の方法は採用した測量の方式が明確に記載されているかどうか、下表を参考に確認すること。
<table>
<tr><th>GNSS</th><th>トータルステーション</th><th>セオドライト及び測距儀</th></tr>
<tr><td>・電子基準点のみを与点とするGNSS 法
・GNSS 測量（ｽﾀﾃｨｯｸ法）
・GNSS 測量（短縮ｽﾀﾃｨｯｸ法）
・GNSS 測量（RTK 法）
・GNSS 測量（ｷﾈﾏﾃｨｯｸ法）</td><td>・結合多角方式（TS）
・単路線方式（TS）
・結合多角方式・単路線方式（TS）</td><td>・結合多角方式（測距儀等）
・単路線方式（測距儀等）
・結合多角方式・単路線方式（測距儀等）</td></tr>
</table></td><td>□</td></tr>
<tr><td>Ⅶ</td><td>「確定測量図の精度」、「縮尺」、「枚数」の各欄に記載があり、申請書の記の５の添付書類の（６）平板確定図一覧図の写しに記載されたものと一致していること。</td><td>□</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅷ</td><td>「総筆数」、「総面積」欄に数字の記載があり、申請書の５の添付書類の（２）換地計画書の地区総計表の写しの換地の筆数、面積と一致していること。</td><td>□</td></tr>
<tr><td>「総面積」は、単位を㎢（平方キロメートル）とし、小数点以下第２位止め（小数点以下第３位を切り捨てること）で数字が記載されていること。
※なお、切り捨てた場合に 0.00 ㎢になる場合（100 ㎡未満）は、小数点以下第３位止め（小数点以下第４位を切り捨てること）とすること。</td><td>□</td></tr>
<tr><td>Ⅸ</td><td>各項目に記載があること。
・「作業機関名」は、申請書の記の５の添付書類の（３）確測基準点の精度管理表の「作業機関名」と一致していること。
・「検査者の所属」は、申請書の記の５の添付書類の（３）確測基準点の精度管理表の「計画機関名」と一致していること。</td><td>□</td></tr>
<tr><td>Ⅹ</td><td>権利者会議、換地計画認可（決定）の日付及び地籍調査の実施又は予定について記載があること。</td><td>□</td></tr>
<tr><td>Ⅺ</td><td>担当者の連絡先の情報の記載があること。</td><td>□</td></tr>
<tr><td colspan="3">留意事項
【所見】　事前審査の中で申し送りする事項があれば、記載すること。</td></tr>
</table>

別紙１－３

〇測量関係添付書類に係るチェック項目

地区名		確認者		確認日付	

項　目 （申請書の記の５の添付資料の名称）	チェック項目	チェック
（３）確測基準点の精度管理表	実施した各級の確測基準点測量の精度管理表が添付されていること。	□
	測量期間、作業量（点数）について、申請書、総括表と整合が取れていること。	□
（４）認証の承認申請区域図	国土地理院発行の 1/25000 または 1/50000 の縮尺の地形図を利用していること。	□
	当該申請地区については、赤色で着色されていること。	□
	近隣の認証済み地区については、緑色で着色されていること。	□
（５）確測基準点の網図	基準点の記号等が区別され、着色されていること。 例：基本三角点・・・・・・・・・・・・・青 四等三角点及び既設の確測基準点・・・緑　など	□
	図面の点数が、総括表の「新点数」に記載の点数と一致していること。	□
	全ての路線が既知点から既知点に接続していること。	□
（６）平板確定図一覧図の写し	認証申請区域の外周の図郭線が、赤色で着色されていること。	□
	座標値は世界測地系であること。	□
	確定測量図の精度、縮尺、枚数が記載されていること。 （図郭の重複等を考慮して枚数を算出している場合は、余白にその旨を記載すること。）	□
（７）審査書の写し	測量法第 41 条の規定に基づく国土地理院長の審査書の写しが添付されていること。 添付できない場合は理由書が添付されていること。 （公共測量の手続きを踏まえ、原則として国土地理院による審査を受けることとされていることに留意すること。）	□

留意事項

図面のサイズは原則として A4 版として、電子データにより提出すること（サイズとしては、最大で A3 版とすること）。

なお、点数が多いことから、図面のサイズが大きくなる場合については、紙での提出も可とする。

【所見】

事前審査の中で申し送りする事項があれば、記載すること。